

2021年1月19日

**金利指標改革に起因するヘッジ会計の取扱いに係る実務対応報告の開発に関する適正
手続の遵守状況の報告**

企業会計基準委員会

報告の要約

本報告は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）が、実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）の開発に関して「企業会計基準及び修正国際会計基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第29条に従って、適正手続の遵守状況を報告するものである。

当委員会は、公開草案及び会計基準の公表に関する適正手続の遵守状況について、適正手続規則の各条文に照らして検討を行った。その検討の結果、適正手続の遵守状況について、重要な問題は見受けられなかった。

I. 本報告の目的

1. 本報告は、当委員会が2020年9月29日に公表した本実務対応報告の開発に関して、適正手続規則第29条に従って、適正手続の遵守状況を報告するものである。

II. 適正手続の遵守状況

2. 適正手続規則に定められる条文ごとの適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

審議テーマの決定

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会による審議 テーマの決定	第22条第3項 委員会は、第1項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。	第405回企業会計基準委員会（2019年3月22日）において、金利指標改革に起因する会計上の問題に関して、基準諮問会議より、基準開発の要否も含めて適時に企業会計基準委員会で検討を行う旨の提言が行われ、第406回企業会計基準委員会（2019年4月11日開催）において、新規テーマとして取り上げること及び金融商品専門委員会において対応することを決定した。

公開草案の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関する 企業会計基準委員 会及び専門委員会 の審議の状況	第7条第1項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めるときは、議事を非公開とすることができる。 第7条第4項	公開草案の公表（2021年6月3日）まで、企業会計基準委員会において10回、金融商品専門委員会において7回の審議を行った（詳細は別紙1を参照のこと）。 審議は原則として公開で行われたが、2020年4月及び5月の企業会計基準委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行われ（金融

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	<p>前三項の規定は、専門委員会及び IFRS のエンドースメントに関する作業部会について準用する。</p>	<p>商品専門委員会は電話会議)、傍聴を認めなかった。</p> <p>なお、傍聴を認めなかった企業会計基準委員会も含め、企業会計基準委員会の審議の音声を財務会計基準機構のホームページで公開した。</p>
	<p>第9条 第1項</p> <p>委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。</p>	<p>審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の2営業日前又は3営業日前の送付となった例があった。</p>
	<p>第13条</p> <p>委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。</p>	<p>2020年3月以前の企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会において出席した委員・専門委員は直接参加しており、電話、テレビ会議又は類似した通信手段が使用されたことはなかった。</p> <p>2020年4月及び5月の企業会計基準委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行った(金融商品専門委員会は電話会議)。</p>
	<p>第14条 第5項</p> <p>委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。</p>	<p>企業会計基準委員会の議決において、書面にて欠席した委員から意見が表明されることはなかった。</p> <p>金融商品専門委員会の審議において、欠席した専門委員から書面にて意見が表明され、説明した例があった。</p>

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	<p>第20条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。</p> <p>第21条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。</p>	<p>金融商品専門委員会の専門委員として銀行、証券、生命保険業に属する企業の方々に参加いただいております。また、オブザーバーとして日本銀行及び全国銀行協会に参加いただいております。十分な情報が得られたため、アウトリーチは実施していません。</p>
公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	<p>第14条 第1項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第56条の定めに従い、委員の5分の3以上の多数を持って議決する。</p> <p>第14条 第6項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。</p>	<p>2020年5月28日開催の第434回企業会計基準委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員14名全員（委員総数14名）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、2020年6月3日に公開草案が公表された。</p> <p>委員の総数が出席しており、書面にて議決に参加した委員はいなかった。</p>
公開草案の公開期間	<p>第19条 第3項 前2項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができ</p>	<p>コメント受付期間は、約2ヶ月（2020年6月3日から2020年8月3日まで）とした。</p>

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	る。	

企業会計基準等の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況														
公開草案に寄せられた意見のホームページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載	<p>第19条 第4項</p> <p>公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。</p>	<p>公開草案に対して寄せられた意見は、2020年8月11日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。寄せられたコメントは9件であり、内訳は以下のとおりである。</p> <p>[団体等]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>提出者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表作成者</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>監査人</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>[個人]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>提出者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、公開草案に寄せられた意見の概要とそれに対する対応を、2020年10月14日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。</p>	属性	提出者数	財務諸表作成者	3	監査人	3	合計	6	属性	提出者数	その他	3	合計	3
属性	提出者数															
財務諸表作成者	3															
監査人	3															
合計	6															
属性	提出者数															
その他	3															
合計	3															
公開草案に寄せられた意見に関する委員会の審議の状況	<p>第7条 第1項</p> <p>委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長(以下「委員長」という。)が必要と認めるときは、議事を非公開とすることができる。</p>	<p>公開草案の公表後、企業会計基準委員会において4回、金融商品専門委員会において3回の審議が行われた(詳細は別紙1を参照のこと)。</p> <p>2020年8月及び9月の企業会計基準委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行われ(金融商品専門委員会は電話会議又はウェブ会議)、傍聴を認めなかった。</p>														

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
		<p>なお、傍聴を認めなかった企業会計基準委員会も含め、企業会計基準委員会の審議の音声を財務会計基準機構のホームページで公開した。</p>
	<p>第9条 第1項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。</p>	<p>審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の2営業日前又は3営業日前の送付となった例があった。</p>
	<p>第13条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。</p>	<p>2020年8月及び9月の企業会計基準委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行った（金融商品専門委員会は電話会議）。</p>
	<p>第14条 第5項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。</p>	<p>企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会において、欠席した委員による書面を提出しての意見の表明はなかった。</p>
<p>アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況</p>	<p>第20条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査</p>	<p>金融商品専門委員会の専門委員として銀行、証券、生命保険業に属する企業の方々に参加いただいております。また、オブザーバーとして日本銀行及び全国銀行協会に参加いただいております。十分な情報が得られたため、ア</p>

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	<p>人等を対象として実施する。</p> <p>第21条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。</p>	<p>ウトリーチは実施していない。</p>
<p>再公開草案の必要性に関する審議の状況</p>	<p>第19条 第5項 企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。</p>	<p>公開草案の最終基準化にあたって、再度公開草案を公表する必要性の有無について、第441回企業会計基準委員会（2020年9月10日開催）及び第442回企業会計基準委員会（2020年9月24日開催）において審議を行った。</p> <p>審議の結果、再公開草案の必要性はないことが了承された。</p>
<p>企業会計基準等の公表に関する議決（反対意見の取扱い）</p>	<p>第14条 第1項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第56条の定めに従い、委員の5分の3以上の多数を持って議決する。</p> <p>第14条 第2項 企業会計基準及び修正国際基準を公表する際、企業会計基準及び修正国際基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準及び修正国際基準に記載する。企業会計基準適用指</p>	<p>本実務対応報告は、2020年9月24日開催の第442回企業会計基準委員会において出席委員14名全員（委員総数14名）の賛成により公表することが承認された。その後、2020年9月29日に公表した。</p> <p>本実務対応報告第24項に出席委員数と賛成委員数を記載している。</p>

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	<p>針及び実務対応報告については、出席委員数と賛成委員数を記載する。</p>	
	<p>第 14 条 第 3 項 企業会計基準等及び修正国際基準の議決に委員が反対した場合、企業会計基準等及び修正国際基準に、反対した委員の反対理由を記載する。</p>	<p>本実務対応報告の公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。</p>
	<p>第 14 条 第 6 項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。</p>	<p>出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。</p>

以上

(別紙1) 企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の審議の状況

公開草案の公表に関する企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の審議の状況

1. 公開草案の公表までの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(企業会計基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第421回	2019年11月29日	・LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の特例的な取扱い及び注記の検討
第422回	2019年12月13日	
第423回	2019年12月26日	
第424回	2020年1月31日	・LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の特例的な取扱い及び注記の検討 ・本実務対応報告の文案の検討
第426回	2020年2月25日	・2020年3月期決算等への対応としての議事概要の検討
第428回	2020年3月27日	・LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の特例的な取扱い及び注記の検討 ・本実務対応報告の文案の検討
第430回	2020年4月17日	
第431回	2020年4月30日	
第433回	2020年5月14日	
第434回	2020年5月28日	・公開草案の公表議決

(金融商品専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第148回	2019年11月21日	・LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の特例的な取扱い及び注記の検討
第149回	2019年12月4日	
第150回	2019年12月25日	
第151回	2020年1月30日	・LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の特例的な取扱い及び注記の検討 ・本実務対応報告の文案の検討
第152回	2020年3月23日	
第153回	2020年4月14日	
第154回	2020年4月28日	

公開草案公表後の企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の審議における状況

2. 公開草案公表後の企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会における審議の状況は以下の通りである。

(企業会計基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第 439 回	2020 年 8 月 13 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 440 回	2020 年 8 月 28 日	
第 441 回	2020 年 9 月 10 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・ 公開草案を再度公表する必要性の有無
第 442 回	2020 年 9 月 24 日	・ 公開草案を再度公表する必要性の有無 ・ 会計基準の公表の議決

(金融商品専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 157 回	2020 年 8 月 20 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 158 回	2020 年 9 月 3 日	
第 159 回	2020 年 9 月 17 日	

以 上